

令和4年度

**歳末たすけあい拠点区分
計算書類**

**社会福祉法人
調布市社会福祉協議会**

歳末たすけあい拠点区分 資金収支計算書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	経常経費補助金収入	588,000	404,335	183,665	
	共同募金配分金収入	588,000	404,335	183,665	
	歳末たすけあい配分金収入	588,000	404,335	183,665	
	受取利息配当金収入	1,000	1	999	
	受取利息配当金収入	1,000	1	999	
	事業活動収入計(1)	589,000	404,336	184,664	
	支出				
	事務費支出	588,000	403,951	184,049	
	事務消耗品費支出	6,000		6,000	
	印刷製本費支出	329,000	302,060	26,940	
	通信運搬費支出	95,000	44,802	50,198	
	会議費支出	8,000		8,000	
広報費支出	55,000	20,000	35,000		
業務委託費支出(事務)	2,000		2,000		
手数料支出	93,000	37,089	55,911		
その他の支出	1,000	1	999		
雑支出	1,000	1	999		
雑支出	1,000	1	999		
事業活動支出計(2)	589,000	403,952	185,048		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0	384	△384		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
施設整備等支出計(5)					
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)				
	支出				
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)		—			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	384	△384		
前期末支払資金残高(12)	1,000	1	999		
当期末支払資金残高(11)+(12)	1,000	385	615		

歳末たすけあい拠点区分 事業活動計算書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	経常経費補助金収益	404,335	472,069	△67,734
	共同募金配分金収益	404,335	472,069	△67,734
	歳末たすけあい配分金収益	404,335	472,069	△67,734
	サービス活動収益計(1)	404,335	472,069	△67,734
	費用			
	事務費	403,951	472,069	△68,118
	印刷製本費	302,060	301,180	880
	通信運搬費	44,802	72,096	△27,294
	広報費	20,000	28,930	△8,930
業務委託費(事務)		903	△903	
手数料	37,089	68,960	△31,871	
サービス活動費用計(2)	403,951	472,069	△68,118	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	384	0	384	
サービス活動外増減の部	収益			
	受取利息配当金収益	1	1	0
	受取利息配当金収益	1	1	0
	サービス活動外収益計(4)	1	1	0
	費用			
	その他のサービス活動外費用	1	1	0
	雑損失	1	1	0
	雑損失	1	1	0
	サービス活動外費用計(5)	1	1	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
経常増減差額(7)=(3)+(6)	384	0	384	
特別増減の部	収益			
	特別収益計(8)			
	費用			
	特別費用計(9)			
特別増減差額(10)=(8)-(9)				
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	384	0	384	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	1	1	0
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	385	1	384
	基本金取崩額(14)			
	基金取崩額計(15)			
	その他の積立金取崩額(16)			
	その他の積立金積立額(17)			
	次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	385	1	384

計算書類に対する注記（歳末たすけあい拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施する。

③リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース料総額から利息相当額の見積額を控除せず、定額法による減価償却を実施する。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額及びその他の債権残高の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を、徴収不能引当金として計上する。

(3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を賞与引当金として計上する。

(4) 退職給付引当金の計上基準

当法人は、退職一時金の支払に備えるために、期末在籍者（実際に期末に退職する職員を除く）が期末に退職した場合の退職金要支給額を退職給付引当金に計上する。

(5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式を採用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人は、平成18年度以降に採用となった職員の退職金の支給に備えるため、公益財団法人東法連特定退職金共済会が実施する特定退職金共済制度に加入している。

また、平成17年度以前に採用となった職員に対し、職員の退職手当に関する規程に基づき退職一時金を支払うこととしている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 歳末たすけあい拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3（Ⅹ））

歳末たすけあい拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

(3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙3（Ⅺ））

歳末たすけあい拠点区分におけるサービス区分は単一であるため作成していない。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,175	0	3,175
合計	3,175	0	3,175

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし